

働き方・休み方改善コンサルタント活用のご案内

「働き方・休み方改善コンサルタント」とは・・・

平成18年4月1日に施行された「労働時間等設定改善法」に基づき、労働時間等の設定の改善に関するアドバイスを専門に行います。個別事業場の労働時間全般の相談、個別訪問による労働時間設定改善に向けたアドバイス、説明会・研修会の講師の対応などに応じています。

ご利用は・・・

無料です。企業の相談内容に関する秘密は守られます。

次のようなお悩みや疑問を抱える企業の皆様、ぜひ「働き方・休み方改善コンサルタント」を活用して、仕事と生活の調和の推進に取り組んでいただきますようご案内申し上げます。

- ・ 所定外労働を削減したいが、具体的にはどうしたらいいか悩んでいる。
- ・ 変形労働時間制やフレックスタイム制、裁量労働制を導入する手続きが知りたい。
- ・ 年次有給休暇の計画的付与制度を取り入れたいがどうしたらよいか知りたい。
- ・ パートタイム労働者の年次有給休暇をどうすればいいか。
- ・ 職場意識改善助成金制度について知りたい。
- ・ 労働時間や休日、休暇等の全般的に相談したい。

「働き方・休み方改善コンサルタント」の利用を希望される方は、利用申込書に必要事項をご記入の上、郵便又はファックスにて、下記までお申し込みください。

働き方・休み方改善コンサルタントについての問い合わせ・申込先

京都労働局労働基準部監督課

〒604-0846

京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451番地

電話 (075) 241-3214

ファックス (075) 241-3219

働き方・休み方改善コンサルタント 利用申込書

平成 年 月 日

京都労働局労働基準部監督課宛て (F A X 0 7 5 - 2 4 1 - 3 2 1 9)

事業場所在地 _____

事業場名 _____

担当者職氏名 _____

電話番号 _____

働き方・休み方改善コンサルタントを利用したいので、申し込みます。

主な業務内容	
労働者数	人(うちパート・アルバイト 人)
相談したい内容	

下記あて先に、郵便又はファックスにより、お申し込みください。

〒604-0846

京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451番地

京都労働局労働基準部監督課

ファックス (075) 241-3219

本申込に関して取得された企業情報ならびに個人情報については、本申込に関わる事務のみに使用し、当該企業ならびに個人の許可なく目的外に使用、提供しません。

(H 2 4 . 4)